

新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を防止するための規定について



©2010 熊本県くまモン

令和3年2月3日、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部が改正され、新型コロナウイルス感染者やその家族、医療従事者等の人権が尊重され、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。新型コロナウイルス感染症に関する様々な差別的な取扱いが報告されています。こうした偏見や差別は決して許されません。

事例

- 感染したことを理由に解雇される。 ● 回復しているのに出社を拒否される。
- 病院で感染者が出たことを理由に、子供の保育園等の利用を拒否される。
- 感染者が発生した学校の学生やその家族に対して来店を拒否する。
- 無症状・無自覚で訪れた店舗から謝罪や賠償を強要される。
- 感染者個人の名前や行動を特定し、SNS等で公表・非難する。

(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室資料から)

▼
● 感染者個人の名前や行動を特定し、SNS等で公表・非難することは、人権侵害に当たります。

インターネットやSNS上での差別的な言動の主な事例

- インターネット上での感染者の写真検索、いわゆる犯人捜し。
- 地方自治体が公表した地域名や行動歴から感染者本人やその家族を特定した上でのインターネット上での非難や誹謗中傷。
- 感染者及び家族等の勤務先、立寄り先等の行動履歴の情報がSNS上に拡散。
- 感染者とは別の者が感染者として拡散され、その者の店舗経営に支障を来すなど、誤情報の拡散による被害。

(内閣官房新型インフルエンザ等対策有識者会議資料から)

自分の言動が、偏見や差別につながっていないか、「誰か」のことではなく「自分のこと」として考えてみることが大切です。正しい知識と情報を基に行動しましょう。それが、自分を、家族を、みんなを守ることにつながります。